

## 資料 3

川越市登録手話通訳者認定試験実施要綱の改正について

## 川越市登録手話通訳者認定試験実施要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川越市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成27年3月23日決裁）第4条第1項の規定により実施する登録手話通訳者認定試験（以下「認定試験」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（試験内容）

第2条 認定試験の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 手話通訳に必要な知識を有するかどうかを判定することを目的とする。
- (2) 手話通訳技能試験 読取試験・手話表現試験を行い、適切な手話通訳を行う技能を有するかどうかを判定することを目的とする。
- (3) 面接試験 手話と日本語の両言語を扱い適切にふるまう能力を有するかどうかを判定するとともに、合格後登録手話通訳者として活動するに当たり、市の非常勤職員としてふさわしい資質を有するかどうかを判定することを目的とする。

2 市長は、次条第3号及び第4号に規定する要件を満たす者に対して、筆記試験を免除することができる。

（受験資格）

第3条 認定試験を受験できる者は、市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する者であって、次のいずれかの要件を満たしているものとする。

- (1) 本市が実施する手話通訳者養成講習会を修了している（修了見込みを含む）又は修了試験に合格していること。
- (2) 国の手話通訳者養成専門機関、都道府県又は他市町村が実施する講習会で、本市が実施する手話通訳者養成講習会と同等以上のものを修了している又は修了見込みであること。
- (3) 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）又は手話通訳者全国統一試験に合格していること。
- (4) 埼玉県において手話通訳者として活動経験のあること。
- (5) 都道府県（埼玉県を除く）又は他市町村において手話通訳者として活動経験のあること。
- (6) 前各号に掲げるものと同等の知識及び技能を有していること。

（試験委員）

第4条 認定試験の実施に当たっては、次に掲げる者のうちから9人以内を試験委員とし、試験委員は、認定試験問題の検討及び採点を行う。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者
- (2) 登録手話通訳者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 福祉部障害者福祉課長及び副課長並びに手話通訳士の資格を有する職員

2 市長は、認定試験の実施に関し、必要があると認めるときは、試験委員による川越市登録手話通訳者認定試験試験委員懇話会（次項において「懇話会」という。）を実施することができる。

3 懇話会の参加者は、必要に応じて、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

（合否判定）

第6条 市長は、別に定める認定試験の採点及び合格基準に照らし、基準を満たした者の中から合格者を決定する。合否の判定に当たっては、試験委員の意見を聞くことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、認定試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 川越市登録手話通訳者認定試験実施要領（平成25年3月29日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

## 川越市登録手話通訳者認定試験実施要綱（現行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川越市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成27年3月23日決裁）第4条第1項の規定により実施する登録手話通訳者認定試験（以下「認定試験」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（試験内容）

第2条 認定試験の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 手話通訳に必要な知識を有するかどうかを判定することを目的とする。
- (2) 手話通訳技能試験 読取試験・手話表現試験を行い、適切な手話通訳を行う技能を有するかどうかを判定することを目的とする。
- (3) 面接試験 手話と日本語の両言語を扱い適切にふるまう能力を有するかどうかを判定するとともに、合格後登録手話通訳者として活動するに当たり、市の非常勤職員としてふさわしい資質を有するかどうかを判定することを目的とする。

（受験資格）

第3条 認定試験を受験できる者は、市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する者であって、次のいずれかの要件を満たしているものとする。

- (1) 本市が実施する手話通訳者養成講習会を修了しているか、又は修了見込みであること。
- (2) 国の手話通訳者養成専門機関、都道府県又は他市町村が実施する講習会で、本市が実施する手話通訳者養成講習会と同等以上のものを修了しているか、又は修了見込みであること。
- (3) 手話通訳士の資格を有すること。

（試験委員）

第4条 認定試験の実施に当たっては、次に掲げる者のうちから9人以内を試験委員とし、試験委員は、認定試験問題の検討及び採点を行う。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者
- (2) 登録手話通訳者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 福祉部障害者福祉課長及び副課長並びに手話通訳士の資格を有する職員

2 市長は、認定試験の実施に関し、必要があると認めるときは、試験委員による川越市登録手話通訳者認定試験試験委員懇話会（次項において「懇話会」という。）を実施することができる。

3 懇話会の参加者は、必要に応じて、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

(合否判定)

第6条 市長は、別に定める認定試験の採点及び合格基準に照らし、基準を満たした者の中から合格者を決定する。合否の判定に当たっては、試験委員の意見を聞くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、認定試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 川越市登録手話通訳者認定試験実施要領(平成25年3月29日決裁)は廃止する。

川越市登録手話通訳者認定試験実施要綱 新旧対照表 (案 H29, 9, 22)

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(試験内容)</p> <p>第2条 認定試験の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 筆記試験 手話通訳に必要な知識を有するかどうかを判定することを目的とする。</p> <p>(2) 手話通訳技能試験 読取試験・手話表現試験を行い、適切な手話通訳を行う技能を有するかどうかを判定することを目的とする。</p> <p>(3) 面接試験 手話と日本語の両言語を扱い適切にふるまう能力を有するかどうかを判定するとともに、合格後登録手話通訳者として活動するに当たり、市の非常勤職員としてふさわしい資質を有するかどうかを判定することを目的とする。</p> <p><u>2 市長は、次条第3号及び第4号に規定する要件を満たす者に対して、筆記試験を免除することができる。</u></p> <p>(受験資格)</p> <p>第3条 認定試験を受験できる者は、市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する者であって、次のいずれかの要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) <u>本市が実施する手話通訳者養成講習会を修了している(修了見込みを含む)又は修了試験に合格していること。</u></p> <p>(2) 国の手話通訳者養成専門機関、都道府県又は他市町村が実施する</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(試験内容)</p> <p>第2条 認定試験の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 筆記試験 手話通訳に必要な知識を有するかどうかを判定することを目的とする。</p> <p>(2) 手話通訳技能試験 読取試験・手話表現試験を行い、適切な手話通訳を行う技能を有するかどうかを判定することを目的とする。</p> <p>(3) 面接試験 手話と日本語の両言語を扱い適切にふるまう能力を有するかどうかを判定するとともに、合格後登録手話通訳者として活動するに当たり、市の非常勤職員としてふさわしい資質を有するかどうかを判定することを目的とする。</p> <p>(受験資格)</p> <p>第3条 認定試験を受験できる者は、市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する者であって、次のいずれかの要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) <u>本市が実施する手話通訳者養成講習会を修了しているか、又は修了見込みであること。</u></p> <p>(2) 国の手話通訳者養成専門機関、都道府県又は他市町村が実施する</p>

講習会で、本市が実施する手話通訳者養成講習会と同等以上のものを修了しているか、又は修了見込みであること。

(3) 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）又は手話通訳者全国統一試験に合格していること。

(4) 埼玉県において手話通訳者として活動経験のあること。

(5) 都道府県（埼玉県を除く）又は他市町村において手話通訳者として活動経験のあること。

(6) 前各号に掲げるものと同等の知識及び技能を有していること。

第4条～第7条 （略）

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 川越市登録手話通訳者認定試験実施要領（平成25年3月29日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

講習会で、本市が実施する手話通訳者養成講習会と同等以上のものを修了しているか、又は修了見込みであること。

(3) 手話通訳士の資格を有すること。

第4条～第7条 （略）

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 川越市登録手話通訳者認定試験実施要領（平成25年3月29日決裁）は廃止する。